

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則

○北海道行政組織規則の一部を改正する規則……………（人事課）	1
○北海道財務規則の一部を改正する規則……………（財務指導課）	1

訓 令

○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令……………（人事課）	2
--------------------------------	---

規 則

北海道行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年 6 月 28 日

北海道知事 鈴 木 直 道

北海道規則第 9 号

北海道行政組織規則の一部を改正する規則
北海道行政組織規則（昭和 41 年北海道規則第 21 号）の一部を次のように改正する。
第 14 条の 4 の農業施設管理課の事項に次の 1 号を加える。
（1） 農業用ため池の管理及び保全に関すること。
第 40 条の 3 の調整課の事項に次の 1 号を加える。
（8） 農業用ため池の管理及び保全に関すること。
第 40 条の 3 の農村振興課の事項に次の 1 号を加える。
（9） 農業用ため池の管理及び保全に関すること。

附 則

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

北海道財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年 6 月 28 日

北海道知事 鈴 木 直 道

北海道規則第 10 号

北海道財務規則の一部を改正する規則
北海道財務規則（昭和 45 年北海道規則第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式その 1 から第 7 号様式その 3 までの規定中「日本工業規格 B 4」を「日本産業規格 A 4」に改める。

第 8 号様式から第 13 号様式まで、第 16 号様式その 1 及び第 17 号様式から第 21 号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第 23 号様式その 1 及び同様式その 2 中「日本工業規格 B 5」を「日本産業規格 A 4」に改める。

第 24 号様式、第 25 号様式、第 27 号様式その 1 から第 28 号様式まで、第 30 号様式及び第 31 号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第 33 号様式その 1 から同様式その 4 までの規定中「日本工業規格」を「各業日本産業規格」に改める。

第 34 号様式その 1 及び同様式その 2 中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第 35 号様式中「日本工業規格」を「各業日本産業規格」に改める。

第 36 号様式中「納入氏名」を「納入者氏名」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第 37 号様式中「日本工業規格」を「各業日本産業規格」に改める。

第 38 号様式その 1 から第 41 号様式その 1 までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第 41 号様式その 2 及び第 42 号様式中「日本工業規格」を「各業日本産業規格」に改める。

第 43 号様式から第 48 号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第 49 号様式第 1 葉末尾欄外注の事項を同注 1 の事項とし、同事項の次に次の 1 事項を加える。

2 決定書等によりあらかじめ指定を受けた検査員が自ら検査を行うこと。

第 49 号様式中「日本工業規格」を「各業日本産業規格」に改める。

第 50 号様式中「すべて」を「全て」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第 52 号様式から第 56 号様式まで、第 58 号様式及び第 59 号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第 60 号様式第 1 葉に末尾欄外注の事項として次のように加える。

注 決定書等によりあらかじめ指定を受けた検査員が自ら検査を行うこと。

第 60 号様式中「日本工業規格」を「各業日本産業規格」に改める。

第 61 号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第 62 号様式中「日本工業規格 B 4」を「日本産業規格 A 4」に改める。

第 63 号様式、第 64 号様式、第 66 号様式、第 68 号様式、第 69 号様式その 2 から第 77 号様式まで、第 79 号様式その 1 及び同様式その 2 中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第 80 号様式中「
様」を

「部 長 等 様」に、「所属部局名」を「所 属」に、「本庁部課・部局名」を「本庁部課・部局等」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。 第81号様式中「（部局長） 様」を「部 長 等 様」に、「（部局長、地方部局長、地方公所長）」に、「所属部局名」を「所 属」に、「部局・取扱課」を「部局等」に、「ちょう付された」を「貼付された」に、「ちょう付した」を「貼付した」に、「ちょう付証紙」を「貼付証紙」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。 第82号様式及び第83号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。 第90号様式その1中「はり付ける」を「貼り付ける」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式その2から同様式その6までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。 第91号様式から第94号様式まで及び第97号様式から第100号様式その2までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。 附 則 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道財務規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道財務規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。	(2) 第4条第2項の規定に基づき、農業用ため池に係る届出事項の変更又は廃止の届出を受理すること。 (3) 第4条第4項の規定に基づき、国の行政機関の長又は市町村長に対し、これらの者が所有する農業用ため池に関し必要な情報の提供を求めること。 (4) 第6条の規定に基づき、農業用ため池の所有者等に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告を行うこと。 (5) 第7条第1項の規定に基づき、特定農業用ため池を指定すること。 (6) 第7条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定農業用ため池の指定又は解除に関し、関係市町村長の意見を聴くこと。 (7) 第7条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定農業用ため池の指定又は解除を行った旨を公示すること。 (8) 第7条第4項の規定に基づき、特定農業用ため池の指定に関する申出を受理すること。 (9) 第7条第5項の規定に基づき、特定農業用ため池の指定を解除すること。 (10) 第8条第1項の規定に基づき、特定農業用ため池について、土地の掘削等の行為を許可すること。 (11) 第8条第3項の規定に基づき、国又は地方公共団体からの協議を受けること。 (12) 第9条第1項の規定に基づき、防災工事にに関する計画の届出を受理すること。 (13) 第9条第2項の規定に基づき、防災工事にに関する計画の変更を命ずること。 (14) 第9条第3項の規定に基づき、第7条第1項の規定による指定の際現に施行している防災工事にに関する計画の届出を受理すること。 (15) 第10条第1項の規定に基づき、特定農業用ため池の所有者等に対し、防災工事の施行を命ずること。 (16) 第10条第2項の規定に基づき、第9条第1項の規定による届出をした者に対し、防災工事にに関する計画に従って防災工事を施行すべきことを命ずること。 (17) 第11条第1項後段の規定に基づき、防災工事を施行すべき旨等を公告すること。 (18) 第13条第1項の規定に基づき、特定農業用ため池の施設管理権の設定に関する市町村長からの裁定の申請を受理すること。 (19) 第14条第1項（第17条第2項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に基づき、同項各号に掲げる事項を公告すること及び確知されている所有者への通知を行うこと。 (20) 第14条第1項第4号（第17条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、市町村長からの裁定の申請についての異議の申出を受理すること。 (21) 第15条第1項の規定に基づき、第13条第1項の規定による裁定の申請をした市町村長に施設管理権を設定すべき旨の裁定をすること。
訓 令 北海道訓令第5号 本 庁 出 先 機 関 北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和元年6月28日 北海道知事 鈴木直道 北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令 北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。 別表第4の総合振興局等の本庁農政部の分掌事項に次の1項を加える。 32 農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）の施行に関する事務 (1) 第4条第1項の規定に基づき、農業用ため池の設置に係る届出を受理すること。	

- (22) 第16条第1項（第17条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、第15条第1項又は第17条第3項の裁定をした旨を当該裁定の申請をした市町村長に通知すること及びこれを公告すること。
- (23) 第17条第1項の規定に基づき、特定農業用ため池の施設管理権の存続期間の延長についての裁定の申請を受理すること。
- (24) 第17条第3項の規定に基づき、特定農業用ため池の施設管理権の存続期間の延長についての裁定をすること。
- (25) 第18条第1項の規定に基づき、農業用ため池の所有者等に対し、報告を求め、又は職員等に農業用ため池に立ち入らせ、測量若しくは調査を行わせること。
- (26) 第18条第2項の規定に基づき、職員等に他人の占有する土地に立ち入らせること。
- (27) 第18条第7項の規定に基づき、同条第2項の規定による立入りに係る損失を補償すること。
- (28) 第18条第8項の規定に基づき、市町村長に対し、必要な協力を求めること。
- (29) 第21条第2項の規定に基づき、土地改良区等に対し、必要な協力を求めること。
- (30) 附則第2条第1項の規定に基づき、既存農業用ため池に係る届出を受理すること。
- (31) 附則第2条第2項の規定に基づき、既存農業用ため池に係る届出事項の変更の届出を受理すること。
- (32) 附則第2条第3項の規定に基づき、既存農業用ため池に係る届出をすべき旨を催告すること。
- (33) 附則第2条第4項の規定に基づき、同条第1項の規定による届出がされていない既存農業用ため池がある旨の通知を受理すること。
- 別表第4の総合振興局等の保健所の分掌事項第11項中第4号を第9号とし、第1号から第3号までを5号ずつ繰り下げ、同項に第1号から第5号までとして次の5号を加える。
- (1) 第25条の5第2項の規定に基づき、同条第1項の規定に違反して喫煙をしている者に対し、喫煙の中止又は特定施設の喫煙禁止場所からの退出を命ずること。
- (2) 第25条の7の規定に基づき、特定施設の管理権原者等に対し、当該特定施設における受動喫煙を防止するために必要な指導及び助言をすること。
- (3) 第25条の8第1項の規定に基づき、特定施設の管理権原者等に対し、勧告すること。
- (4) 第25条の8第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する勧告を受けた特定施設の管理権原者等に対し、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- (5) 第25条の9第1項の規定に基づき、特定施設の管理権原者等に対し、受動喫煙を防止するための措置の実施状況に関し報告をさせ、又は職員に立入検査等をさせること。

附 則

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。